○総務省告示第四百号

電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第三条第一項の規定に基づき、施設整備事業を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表し、平成二十三年八月三十一日から適用する。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

施設整備事業を推進するための基本的な指針

1　電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実に関する基本的な方向

一　電気通信は、時間と距離を超越することで地理的・空間的制約を克服できるものとして、情報の流通のための中核的な役割を果たすものである。これまでにブロードバンドインフラの整備と利用が広がり、電子商取引の環境整備とその飛躍的拡大、地域社会におけるケーブルテレビ等の普及など、高度な情報通信ネットワークの整備とその利用が進展している。

二　今後さらに世界最高のインフラを有する最先端の国家として国民の生活を継続的に向上・発展させるためには、ブロードバンドインフラの全国的な整備を図り、地理的デジタル・ディバイドを是正することで「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」利用できるユビキタス化を推進するとともに、安全・安心な社会を実現することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することが重要である。

三　電気通信基盤充実臨時措置法（以下「本法」という。）においてその促進を図ることとしている「高度通信施設整備事業」は、電気通信分野における技術革新の成果をいかし、豊かなコミュニケーションを可能にしようとするものであり、家庭、産業、行政等経済社会のあらゆる分野の発展に大きく寄与するものと期待される。また、「信頼性向上施設整備事業」は、我が国の国民生活・社会経済活動において情報通信への依存度が高まっている今日、電気通信システムの信頼性を高めようとするものであり、情報通信の安全・安心な利用環境の実現に寄与するものと期待される。そして、「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」は、放送分野における技術革新の成果をいかし、高度化・多様化する情報ニーズに応えるものであり、放送における多様な情報選択の実現に寄与するものと期待される。

イ　高度通信施設整備事業の推進に関する基本的な方向

(1)　情報化・個性化の進む今後の社会では、電気通信に対する需要が一層高度化・多様化していくものと考えられる。例えば、企業活動においては単に業務の効率化を進めるのみならず、情報通信技術を利用することにより新しい付加価値を創造することが世界を先導する産業の国際競争力の維持・強化につながるものとなっている。また、情報通信技術を利用する生活者がその効果を実感できるよう、あらゆる分野において情報通信技術が利用できることで、知識や情報が自由かつ容易に流通・交換されるようにする必要性が一層高まっている。

他方、光伝送技術、高度な多重化技術、無線通信技術等情報通信技術の急速な進展により、こうした需要に応え得る環境も整いつつあり、これらの多様な技術を活用してブロードバンドインフラの全国整備を進める必要がある。

(2)　本法は、大量の情報の高速伝送及び多彩な通信サービス並びにそれら高度な利活用を実現するための「高度通信施設」の整備を支援することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的としており、このためには、今後、電気通信網が次のような機能を備えるよう、その高度化を図っていくとともに、当該電気通信網の利用の促進に向けて公益分野（教育又は医療）に関する業務に使用される多彩なコンテンツの利用環境を整備する必要がある。

(i)　動画像等の大量の情報を瞬時に伝送できること（高速化）。

(ii)　高度な通信機能を備え、利用者の利便性を高めるための知的な処理を行えること（インテリジェント化）。

(iii)　利用者の時々の要求に応じて、音声、文字、画像等の様々な形式の情報に対応できること（複合化）。

ロ　信頼性向上施設整備事業の推進に関する基本的な方向

(1)　電気通信に対する需要が高度化・多様化する中、電気通信システムの高度化及び電気通信事業者間の電気通信システム相互接続が進展し、多様な電気通信サービスが提供されている。また、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。）を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く。以下同じ。）は、近年急速に普及しており、多チャンネル化の進展により多様な情報の提供を実現している。この結果、国民生活や社会経済活動はますます電気通信に依存するようになっている。このような中で、自然現象や人為的な要因により電気通信システムに障害が発生し、電気通信サービスの提供に支障が生じた場合に、社会全体への影響が著しく増大している。

(2)　本法は、電気通信システムの信頼性を向上するための「信頼性向上施設」の整備を支援することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的としており、このためには、今後、電気通信役務又は有線テレビジョン放送の役務の提供に係る支障の発生を防止し、又は支障が発生した場合に速やかに除去できるよう、電気通信システムの信頼性の向上を図っていく必要性がある。

ハ　高度有線テレビジョン放送施設整備事業の推進に関する基本的な方向

(1)　情報化・個性化の進む今後の社会では、有線テレビジョン放送に対する需要が一層高度化・多様化していくものと考えられる。例えば、多チャンネルの有線テレビジョン放送、歪み、雑音の少ない高品質の有線テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送やデータ放送などの高画質・高機能の有線テレビジョン放送に対する利用者のニーズが一層高まってきている。

他方、光伝送技術、デジタル圧縮技術等情報通信技術の急速な進展により、こうした需要に応え得る環境も整いつつある。

(2)　本法は、多様な情報選択を可能とする有線テレビジョン放送を実現するための「高度有線テレビジョン放送施設」の整備を支援することにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的としており、このためには、今後、有線テレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（以下「有線電気通信設備」という。）が、多数のチャンネルを効率的に伝送することや、低雑音で高品質の信号を伝送することが可能となるよう、その高度化を図っていく必要がある。

2　施設整備事業の内容に関する事項

一　高度通信施設整備事業の内容に関する事項

イ　高度通信施設の具体的内容

本法の運用において、支援措置の対象とする高度通信施設整備事業は、電気通信事業の用に供する施設であって、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる高度通信施設を整備する事業であって、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者及び同法第九条に定める電気通信回線設備を設置し、当該設備に同法第二条第五号に定める電気通信事業者が電気通信役務を提供するための長期かつ安定的な使用権を設定する地方公共団体が行うものである。

(1)　本法第二条第一項第一号に定める電気通信設備として次に掲げるもの（(viii)及び(xv)に掲げる電気通信設備については、(4)に掲げる電気通信設備を設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令（平成二十三年総務省令第百二十四号）に規定する施設（以下「学校等」という。）に設置されるものであって(i)に掲げる光ファイバケーブル（配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。）と(iv)に掲げる光端末回線装置（学校等に設置されるもの